

岩見沢商工会議所だより

'19.3

No.445

発行所／岩見沢商工会議所
 岩見沢市1条西1丁目
 TEL22-3445 FAX22-3441
 URL <http://www.iwamizawacci.or.jp/>
 e-mail info@iwamizawacci.or.jp

平成三十一年度第七回 常議員会開催

二月十二日、常議員会を開催し十四名が出席しました。常議員会の協議事項は次の通りです。全ての案件について承認されました。

■協議事項
 議案第一号 新規会員加入について

新たに加入した新規会員四件二十一口について異議なく承認し、総会へ提出することとした。

■報告事項
 報告第一号 各委員会からの報告について

【総務委員会】
 二月六日に部会の再編成について協議した。部会の見直しについては、現在の八部会から五部会にすることで調整中。

【商業委員会】
 一月十八日に開催した岩見沢市商店街振興組合連合会との意見交換会の報告、キャッシュレス決済について、防犯カメラについて協議を行った。

【工業委員会】
 三月上旬に次年度の活動方

針として、特定技能制度、働き方改革についての協議を行う予定。

【中小企業委員会】
 二月一日に委員会を開催し、次年度の活動方針として、健康経営推進、消費税転嫁対策、働き方改革、BCPについての協議を行う予定。

【都市問題委員会】
 三月中旬に委員会を開催し、JR貨物の札幌ターミナルの岩見沢移設について協議を行う予定。

報告第二号 岩見沢プレミアム建設券事業の状況について
 四月二日に申込みを開始し、同二十三日に発行総額六億九五〇万円に到達。平成三十一年度に向け実行委員会を開催し、協議をしている。

報告第三号 平成三十一年岩見沢商工会議所新春会員交流会報告について
 出席者数は来賓十六名、会員一六四名の合計一八〇名。登録者数は二四三名。剰余金八五、五九二円については商工会議所へ繰入。

第29回 IWAMIZAWA ドカ雪まつり

（社）岩見沢市観光協会より 盛會に終了!

「第二十九回 IWAMIZAWA ドカ雪まつり」が、二月十六日(土)・十七日(日)の二日間、岩見沢駅東市民広場公園において開催されました。

今年のドカ雪まつりのテーマは「平成最後の岩見沢ドカ雪まつり」豪雪を楽しむむちびつ子大集合!そだね〜!。会場を訪れた皆さんに楽しんでいただけたよう、実行委員が一丸となつて取組をいたしました。

今年も、陸上自衛隊岩見沢駐屯地隊員の皆さまにメインステージや大型すべり台などを制作して頂き、感謝申し上げます。

今年は、天候に恵まれ、開場と共に多くの来場者にお越しいただき、大いに盛り上がりました。

特に新企画の「のりこめ! ゆきんこカーリング」や「雪中バブル相撲」には多くの参加者が集まり終始賑わいを見せておりました。また、毎年恒例のきじ鍋無料配布には三十

分前から大勢の人々が列をつくり、大盛況となりました。二日目は、毎年恒例となっている、ふれあい動物園やジャンボかるた取りなどで、多くのちびつ子が遊ぶ姿が見られました。

また、メインの人間ばんば競争は、十チームが接戦を繰り広げ、一生懸命にソリを引く選手の姿に、会場が熱くなりました。

自衛隊音楽まつりでは、息の合った演奏が、来場者を楽しませ、入り口では、カレーライスの配布等も行われました。今年も沢山の方にご来場頂きドカ雪まつりは盛會裏に終了することができました。

終わりに、「IWAMIZAWA ドカ雪まつり」開催にあたり、ご協賛、ご支援、ご協力を頂いた各団体、企業様に心より感謝と御礼を申し上げます。



平成三十一年度第三回

中小企業委員会開催

二月一日に行われた委員会では、今年度実施した事業の進捗報告と平成三十一年度事業計画の協議、国や自治体への意見要望のとりまとめを中心に開催しました。

①魅力的な労働環境づくりの推進

平成三十一年度は、北海道胆振東部地震など大規模災害が続いて発生し、中小企業に大きな影響を与えました。

日商が実施したBCP策定調査結果では、中小企業の多くが日々の業務に忙殺され、目前の売上や利益に直結しないBCP策定については、必要性を感じても緊急課題になっていないのが現状であり、特に小規模事業所になるほどBCPの策定、対策をしていないという調査結果がでています。また、北海道胆振東部地震の際に当所が行った調査でも、今後の対応としてBCPの策定と発電機の導入を行うと回答した企業が多くあったことから、当所としてもB

CP策定のノウハウ提供や策定する際のインセンティブを要望することとしました。

②人手不足対応・消費税軽減税率対応に向けたIT導入の支援

中小企業の生産性向上には欠かせないITの導入について、委員からのアンケートをもとに『事例から学ぶ中小企業のための「一日でわかるIoT」セミナー』を開催することとしました。【下記参照】

③働き方改革実施に向けた情報収集、要望

四月から順次施行される働き方改革関連法に盛り込まれた企業に極めて影響の大きいとされる時間外労働の上限規制について、日商の調査によると中小企業の四割が知らないと回答。その他の施行内容も認知度が低いことから働き方改革関連法セミナーを施行に合わせて順次開催していくこととしました。

報告事項

- ・ルート12企業交流会
- ・IoTの先進事例を学ぶ！視察見学会
- ・キャッシュレス決済の動向

事例から学ぶ！

参加無料

中小企業のための「1日でわかるIoT」セミナー

開催情報

- 日時：平成31年3月22日(金) 13:30~15:00
- 場所：ホテルサンプラザ(岩見沢市4条東1丁目)
- 講師：(有)マルチキャスト 代表取締役 赤羽 幸雄氏

ポイント1

ICT/IoTの最新動向

ポイント2

IoT等活用事例

※詳細は岩見沢商工会議所HPをご覧ください。(<http://www.iwamizawacci.or.jp/>)

お問い合わせ：岩見沢商工会議所 中小企業相談所 (0126-22-3445)

初級複式簿記講座 受講生募集中！

当所では、企業経営者の方や従業員の方、学生さんや簿記を全く知らない方でも、短期間で商業簿記を基礎から習得できる「初級複式簿記講座」を今年も開講します。ぜひ本講座を受講して、日商簿記3級合格を目指しませんか！

開催期間 4月1日(月)～6月7日(金)の原則毎週月・水・金曜日(全29日間)

受講料 25,000円 ※高校生は22,000円(テキスト・プリント代含む)

※詳細については、電話によるお問い合わせの他、当所HPでもご確認いただけます。

URL <http://www.iwamizawacci.or.jp/>

お申込み・お問合せ

岩見沢商工会議所 運営課
TEL 0126-22-3445

消費税軽減税率対策レジ体験コーナー設置のお知らせ!

岩見沢商工会議所では、今年10月の消費税引上げと軽減税率制度開始に向けて、複数税率に対応できるレジシステムの体験コーナーを3月20日より商工会議所内に設けます。設置するのは、レジ専用アプリがインストールされたタブレット端末で操作するモバイルPOSレジ「Airレジ」「Uレジ」など数種類のレジで、体験操作ができます。

レジ導入は、制度開始直前では納品や操作に慣れるための準備時間がかかるため、早めの対応が必要です。また、レジ導入には、軽減税率対応のレジの機器購入に充てられる国の補助金制度もあり、コーナーでは制度説明も行います。



モバイルPOSレジシステム

iPadを利用したPOSレジ・アプリ『Uレジ FOOD』は飲食店様向けのタブレットPOSレジです。
(USEN)



モバイルPOSレジシステム

iPadを使ったPOSレジシステムで、コストパフォーマンスに優れている。
(リクルートライフスタイル)

SHARP 電子レジスタ



おなじみのレジスター

シンプルな機能で軽減税率制度に対応。もちろんインボイスも対応しています。ネット環境がなくても使うことができます。
(大和商会)

軽減税率対策補助金を活用!

軽減税率対策補助金とは?

軽減税率対象となる商品・サービスを取り扱う中小企業者・小規模事業者が、複数税率に対応するため、レジの導入、改修を行う際の経費の一部を補助します。

補助額等

補助額：レジ1台20万円上限

補助率：3/4（1台の導入費用が3万円未満の機器は、補助率4/5、タブレット等の汎用端末は、補助率1/2）

レジ本体のほかに、レジ機能に直結する附属機器等（キャッシュドロア、レシートプリンタ）も合わせて補助対象となります。

*2019年9月30日までに導入または改修の完了が必要です。



■プレミアム建設券事業概要

岩見沢市の支援を頂き、平成二十七年年度から岩見沢市内の経済の好循環と岩見沢市民の住宅環境改善の促進を図るために実施しています。平成三十一年度は、発行総額六億九千五百万円（当初発行総額五億九千八百万円）、プレミアム率は十五％、一口五万円（額面五万七千五百円）、岩見沢市民のみが購入・使用できる事業です。

■実績

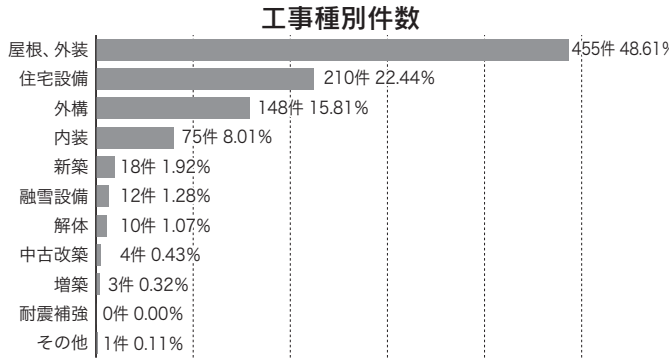
購入申込は九三六件となり、建設券を利用した工事の総工事は約十二億六千六百万円となっております。取扱事業者の登録数は二〇六事業者となりました。

■購入者アンケート調査

建設券を活用して実施した工事等について、購入者アンケート調査を実施しました。対象は購入した市民九三六人で、回収率は一〇〇％です。

①工事種別件数

「屋根、外装」が最も多く四五五件（四八・六一％）、次いで「住宅設備」の二二〇件（二二・四四％）、「外構」の一四八件（一五・八一％）となった。



②工事を行ったきっかけ

「建設券がきっかけで工事する」七二二件（七七・一四％）
 「建設券がきっかけで市内業者に依頼する」七五三件（八〇・四五％）

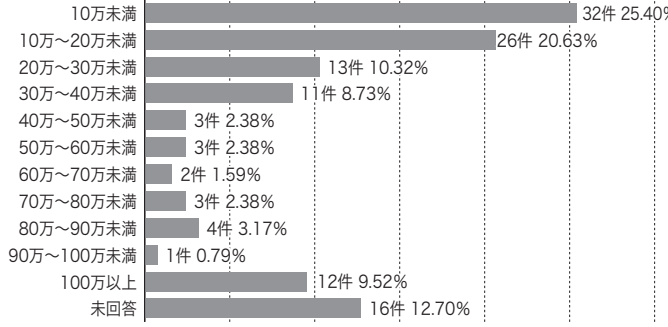
③建設券をきっかけとする、設備をより良いものにした工事または追加工事

「あった」一一七件（一一・五〇％）
 「なかった」七八二件（八三・五五％）
 「わからない」三七七件（三九・九五％）

④追加工事等があった

一一七件の内訳（工事箇所二二六件）
 十万円未満の追加工事が三二件と最も多かった。また、一〇〇万円以上の追加工事は一二件となった。

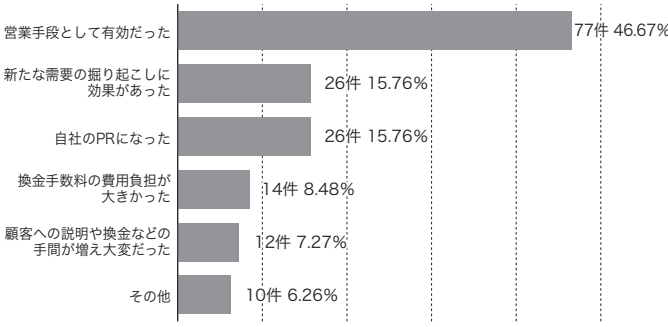
追加工事金額別内訳



■事業者アンケート調査

建設券事業の効果を調査するため、登録事業者にアンケート調査を実施しました。

事業参加による感想



②前年度と比較した際の変化について（増加した）と回答した件数

見積依頼件数…四三件

「営業手段として有効だった」が最も多く七七件（四六・六七％）、次いで「新たな需要の掘り起こしに効果があった」と、「自社のPRになった」が二六件（二五・七六％）となった。

■経済波及効果について

建設券事業による経済波及効果については、新規に誘発された消費による経済波及効果として十三・二三億円、建設券事業全体による経済波及効果は二三・七五億円と算出しました。

■平成三十一年度岩見沢プレミアム建設券事業について

購入者である市民や登録事業者からは事業の継続を望む声が多くあったことから、平成三十一年度についても岩見沢市に対して支援要請を行い、準備を進めております。また、事業者向け説明会を平成三十一年三月二十六日に開催します。取扱いを希望する事業者の皆様は是非ご参加下さい。（詳細は別紙のご案内をご覧ください。）

年次有給休暇の取得義務化について

*今般、労働基準法が改正され、2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

- 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

*使用者が取得時季を指定する場合には、就業規則の変更が必要です。

就業規則の変更はお済みですか？

砺波市交流使節團来所

一月二十五日(金)、夏野修 砺波市長をはじめとする「富山県砺波市交流使節團」が来所されました。

プリンセスチューリップの石倉歩佳さんから、北市副会頭へ花束の贈呈があり、四月二十二日から開催される、国内最多七百品種、三百万本のチューリップが咲き誇る『三〇一九となみチューリップフェア』のPRがありました。

砺波市とは、明治二十六年に富山県から栗沢町砺波地区に入植・開墾したことが縁で、交流が続いています。

イベントの詳しい内容は「となみチューリップフェアホームページ」【<http://fair.tulipfair.or.jp/>】をご覧ください。



第四回

岩見沢市中心市街地活性化協議会開催

平成三十年年度第四回岩見沢市中心市街地活性化協議会を二月二十一日、当所で開催しました。協議された主な内容は次のとおりです。

○平成三十年度まちなか活性化事業補助金個別事業の評価について

今年度に採択された事業のうち、二事業の完了報告がありました。

■まちあそび人生ゲーム〜I W A M I Z A W A センターミュージアム編〜

- ・事業費 五八九、四〇五円
- ・補助金 二五〇、〇〇〇円
- ・イベント参加人数 四五〇名

■岩見沢タウンハウス新築工

- 事業費
- 事業費 五六、四三〇、〇〇〇円
- 補助金 三、一六〇、〇〇〇円

完了した事業については、協議会の二十会員に評価をいただき、次年度以降の活性化

事業の効果向上に活かすとともに、事業申請時の参考としていきます。なお、岩見沢タウンハウス新築工事事業については、時期的に入居実績が無いことから、後日改めて評価いただくこととしています。

○まちなか活性化事業補助金の見直しについて

平成三十一年度中心市街地活性化事業の募集に向けて、運営委員会で協議された補助金の見直し案について審議しました。見直し項目については、対象事業区域、配分方法、対象事業の追加(商店街が実施するイベント)等があり、提案通り承認されました。

○報告事項

「中心市街地活性化基本計画、まちなか活性化計画の変更について」「中小機構によるサポート事業の変更について」「街づくり視察会(帯広・富良野視察)」について報告しました。

■問合せ先

岩見沢市中心市街地活性化協議会(一条西一丁目 商工会議所内) 電話 一三二一三四四五



アクサ生命

AXAは10年連続

世界NO.1の 保険ブランド



AXAグループは、インターブランド社の
「ベスト・グローバル・ブランド2018」ランキングにおいて
**10年連続
保険ブランド
世界第1位**
の評価を獲得しました。

AXA-A2-1810-0323/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 札幌支社 岩見沢営業所
〒068-0021 岩見沢市1条西1-16 岩見沢商工会議所会館3F TEL 0126-25-4788

「日商LBO調査」
(早期景気観測)

【二月調査結果のポイント】

一月の全産業合計の業況DIは、▲十六・〇と、前月から▲〇・三ポイントのほぼ横ばい。民間工事や設備投資、自動車関連を中心とした生産、インバウンドを含む観光需要は堅調に推移した。他方、根強い消費者の節約志向に加え、暖冬により冬物商材の動きが鈍く、売上が伸び悩んでいるとの声も聞かれ、小売業の業況感が悪化した。人手不足の影響拡大や原材料費の高止まりが足かせとなっており、中小企業の景況感

は足元でほぼ横ばいの動きとなっている。先行きについては、先行き見通しDIが▲十七・三(今月比▲一・三ポイント)と悪化を見込むものの、「好転」から「不変」への変化が主因。個人消費の拡大やインバウンドを含めた観光需要拡大、生産・設備投資の堅調な推移への期待感がうかがえる。他方、人手不足の影響の深刻化や、原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁遅

れ、貿易摩擦の激化、世界経済の動向、消費増税の影響など不透明感が増す中、中小企業の業況感は慎重な見方が見られる。産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ、建設業、サービス業で改善、卸売業ではほぼ横ばい、その他の二業種で悪化した。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「公共工事が弱含みつつあるものの、オフィスビル建設などの再開開発連工事が増加し、売上改善となった」(一般工事業)、「定年退職者数に対して、新規採用数が圧倒的に少なく、人手不足が慢性化している。人材確保を目的にベースアップを実施するも、現状の打破には繋がらなかった」(電気通信工事業)

【卸売業】「暖冬から白菜や大根などの生育が順調で、単価安となったことに加え、鍋物向けを中心に引き合いが鈍く、売上は低迷している」(農産物卸売業)、「好調な民間工事を背景に、建設業からの受注が多く、売上は改善した。原油価格の下落も好材料となり、採算も十分に確保できている」(化学製品卸売業)

【小売業】「消費者の節約志向が根強いことに加え、暖冬の影響から冬物衣料の動きが鈍く、前年に比べ、売上は大幅に落ち込んだ。設備の老朽化が深刻なもの、資金繰りに苦慮しており、設備投資を実施できない」(衣料品小売業)、「インバウンドの来店が多く、売上は改善。だが、パート・アルバイトの採用に苦戦しており、人手不足から販売機会を逃すことが増えてきた」(百貨店)

【サービス業】「海外旅行客数が増加し、売上改善となったほか、十連休となる今年のゴールデンウィークの予約も順調。だが、出国税の導入や二月に控える燃油サーチャージ料金の引き上げが、この勢いに水を差すのではないかと懸念している」(旅行業)、「年末年始の客入りは好調だったが、三が日以降の来店客数は乏しく、全体の売上は落ち込んだ。インバウンドを含めた観光需要の取り込みが急務である」(飲食業)

【製造業】「半導体市況はいよいよ踊り場に突入し、前年に比べ受注量が減少した。米中貿易摩擦や中国経済の成長鈍化を背景に、春以降の生産計画も下方修正せざるを得ない」(電子部品等製造業)、「ラグビーワー

ルドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの国際的イベントを控え、関連商品の商談が増えている。今年は積極的に販路開拓を行い、売上増を図る」(雑貨等製造業)

【製造業】「半導体市況はいよいよ踊り場に突入し、前年に比べ受注量が減少した。米中貿易摩擦や中国経済の成長鈍化を背景に、春以降の生産計画も下方修正せざるを得ない」(電子部品等製造業)、「ラグビーワー

業況DI (前年同月比) の推移

	18年 8月	9月	10月	11月	12月	19年 1月	先行き見通し 2月~4月
全産業	▲14.8	▲16.0	▲17.2	▲14.9	▲15.7	▲16.0	▲17.3
建設	▲8.1	▲7.6	▲10.7	▲9.9	▲8.1	▲6.3	▲6.6
製造	▲11.4	▲9.6	▲10.2	▲10.2	▲9.7	▲12.0	▲14.7
卸売	▲16.1	▲17.8	▲24.9	▲9.3	▲17.1	▲17.9	▲16.0
小売	▲27.7	▲31.4	▲29.3	▲29.2	▲31.6	▲36.3	▲32.7
サービス	▲11.7	▲13.9	▲15.2	▲13.2	▲12.4	▲8.6	▲14.5

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

~3月、4月の会議所行事予定~

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします！
(3月10日現在) なおホームページでは、新情報を随時更新しています。
<http://www.iwamizawacci.or.jp/>

- 3月19日(火) 会員向け無料労務相談
- 20日(水) 会員向け無料法律相談
- 22日(金) 事例から学ぶ！中小企業のための「1日でわかるIoT」セミナー
- 30日(土) 2019年いわみざわ住宅新築&リフォームフェア(～31日)
- 4月1日(月) 初級複式簿記講座開講
- 8日(月) 第152回簿記検定試験申込受付開始
- 15日(月) 第216回珠算検定試験申込受付開始
- 16日(火) 会員向け無料労務相談
- 17日(水) 会員向け無料法律相談

中小企業のための 経営講座

個人版の事業承継税制の創設

昨年度法人の事業承継税制が創設されましたが、今年度は、個人の事業用資産承継について相続税と贈与税が猶予される個人版事業承継税制が創設されます。

十年間の特例措置として、個人事業者の後継者への世代交代を促進するため、既存の小規模宅地等の特例との選択適用をすることができるよう制度が創設されました。

1 相続税の場合の個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度

(1) 制度の概要

認定相続人が平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得して、被相続人の事業を継続していく場合には、担保提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

なお猶予にあたっては、平成三十一年四月一日から平成

三十六年三月三十一日までに都道府県に経営革新等支援機関の指導等を受けた「承継計画」を提出する必要があります。

(2) 猶予税額の計算

猶予される税額の計算方法は、非上場株式会社等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様に、要件を満たせば後継者の事業承継にかかる相続税額の全額が猶予されます。

(3) 猶予税額の免除

猶予税額については、一定の要件に従って、「全額」免除される場合と「一部」免除される場合があります。

(4) 猶予税額・利子税の納付

事業を廃止した場合や特定事業用資産を譲渡等した場合には、猶予税額の全額又は一部を納付しなければならなくなり、その納付の際には利子税が発生します。

(5) その他

①被相続人、認定相続人の青色申告の承認、②三年ごとの継続届出書の提出、③法人成り時の継続適用、④租税回避の防止措置などがありますので、事前に専門家に相談することが必要でしょう。

2 贈与税の場合の個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度

(1) 制度の概要

認定受贈者(十八歳※以上であ

る者に限る。以下同じ)が、平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納付が猶予されます。 ※平成三十四年三月三十一日までについては二十歳

(2) 相続時精算課税制度の適用 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年一月一日において六十歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。

(3) 納税猶予額の計算と免除 相続税と同様です。

(4) 相続発生の場合 相続税が発生した場合は、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税が計算され、都道府県の承認を受けた場合には、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

記事協力

税理士法人TACS

代表社員・税理士 木村 聡

プロフィール

一九五七年岩見沢生まれ／北海道税理士会岩見沢支部所属

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

平成31年度北海道支部の保険料率が変わります

加入者・事業主の皆さまにおかれましてはご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。(保険料額表はホームページをご覧ください。)

平成31年3月分(4月納付分)から変更

①40歳以上65歳未満の加入者ご本人(被保険者)さま
平成30年度

11.82%	
健康保険料率 10.25%	介護保険料率 1.57%

平成31年度

12.04%	
健康保険料率 10.31% (+0.06%)	介護保険料率 1.73% (+0.16%)

②上記①以外の加入者ご本人(被保険者)さま
平成30年度

10.25%	
健康保険料率 10.25%	介護保険料率 —

平成31年度

10.31%	
健康保険料率 10.31% (+0.06%)	介護保険料率 —

※任意継続被保険者の方は4月分(4月10日納付期限分)から変更となります



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 011-726-0352(代表)

協会けんぽ

検索